

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年八月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十五日

埼玉県北本県土整備事務所長 武 田 敦 弘

蓮田鴻巣線	路線名
桶川市大字坂田字宮前七六七番一地先から同市大字坂田字宮前七六六番一地先まで	供用開始の区間
令和八年八月二十五日	供用開始の期日
令和七年十月二十一日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二八・六五メートル	備考